

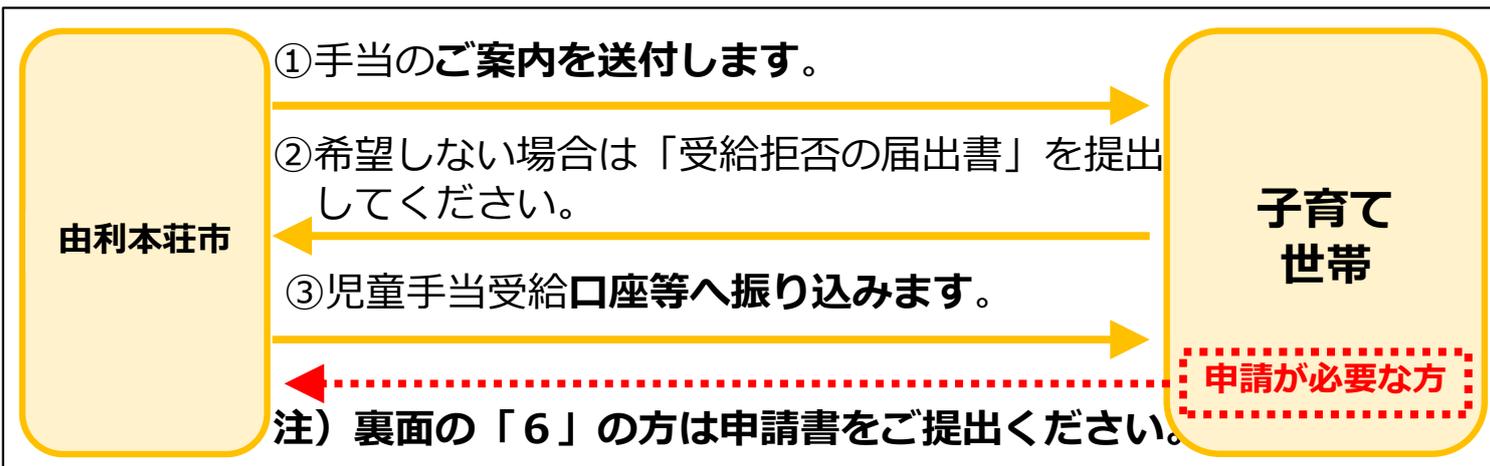
物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、手当の受給を希望しない場合は、支給についてのお知らせに記載された期限までに「受給拒否の届出書」を提出してください。



1. 支給対象児童

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和 7 年 9 月分 (※) の児童手当の支給対象児童** (※令和 7 年 9 月に出生した児童については 10 月分)
- (2) **令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで**に出生した児童

2. 支給対象者

上記 (1) の**児童手当受給者**

上記 (2) の**保護者のうち生計を維持する程度の高い者**

3. 支給額

対象児童 1 人につき **2 万円** (1 回限り) です。

4. 支給時期

2 月 2 0 日から順次支給を開始します。詳細は、対象者へ送付される支給についてのお知らせをご確認ください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 支給方法

(1) 児童手当受給者

原則、児童手当受給口座に振り込みます。

注) 口座の解約・変更等により振り込みができない場合で、令和8年3月31日までに振り込みができなかった場合は、手当を支給することができません。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

6. 申請が必要な方

次に記載する方は原則申請が必要です。申請書を提出してください。

- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者
- ・児童手当の認定を受けていないが、基準日である令和7年9月30日時点において手当の支給要件を満たしている方

7. よくある質問

■引越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。

～公務員の方へ～

公務員の方は、各所属庁より「**児童手当受給状況証明**」を受けた申請書が配布されます。申請書中の必要事項を記入し、こども家庭センターまたは各総合支所市民サービス課へ提出してください。こども家庭センターへ郵送提出も可能です。

お問い合わせ先（由利本荘市）

こども家庭センター 児童支援班
(本荘保健センター1階)
電話：0184-24-6319
(受付時間：平日9:00～17:00)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに由利本荘市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作や振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに由利本荘市の窓口または最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。